

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第7号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、知事直轄組織総務課長、教育組織規則第6条第1項に規定する<u>理事（総括担当）</u>及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第2条に規定する総務部（以下「総務部」という。）の長をいう。</p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>(23) かい長 かいの長（美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター及びふじのくに茶の都ミュージアムにあつては、<u>副館長</u>）をいう。</p> <p>(24)～(35) (略)</p> <p>(文化・観光部スポーツ局におけるこの規則の適用)</p> <p>第2条の2 <u>文化・観光部スポーツ局</u>に属する本庁の課における支出負担行為、概算払及び前金払（以下「支出負担行為等」という。）並びに入札執行（重要又は異例な支出負担行為</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、知事直轄組織総務課長、教育組織規則第6条第1項に規定する<u>参事（総括担当）</u>及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第2条に規定する総務部（以下「総務部」という。）の長をいう。</p> <p>(5)～(22) (略)</p> <p>(23) かい長 かいの長（美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター及びふじのくに茶の都ミュージアムにあつては<u>副館長、農林環境専門職大学及び農林環境専門職大学短期大学部にあつては農林環境専門職大学の事務局長</u>）をいう。</p> <p>(24)～(35) (略)</p> <p>(スポーツ・文化観光部スポーツ局におけるこの規則の適用)</p> <p>第2条の2 <u>スポーツ・文化観光部スポーツ局</u>に属する本庁の課における支出負担行為、概算払及び前金払（以下「支出負担行為等」という。）並びに入札執行（重要又は異例な支出</p>

等及び入札執行を除く。)に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項(第33条の5第1項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは「スポーツ担当部長」とする。

(経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産業局におけるこの規則の適用)

第2条の3 経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産業局に属する本庁の課における支出負担行為等並びに入札執行(重要又は異例な支出負担行為等及び入札執行を除く。)に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項(第33条の5第1項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは「農林水産担当部長」とする。

(危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用)

第2条の4 危機管理部及び出納局におけるこの規則の規定の適用については、第27条第2項中「当該予算を主管する局長(以下「主管局長」という。)」及び「主管局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」とし、同条第6項中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第32条第5項中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第33条の3第1項第2号中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第77条中「所属の局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次

負担行為等及び入札執行を除く。)に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項(第33条の5第1項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは、「スポーツ担当部長」とする。

(経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局におけるこの規則の適用)

第2条の3 経済産業部農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局に属する本庁の課における支出負担行為等並びに入札執行(重要又は異例な支出負担行為等及び入札執行を除く。)に係るこの規則の規定の適用については、第27条第2項(第33条の5第1項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項第1号及び別表第1の2中「部長」とあるのは、「農林水産担当部長」とする。

(危機管理部及び出納局におけるこの規則の適用)

第2条の4 危機管理部及び出納局におけるこの規則の規定の適用については、第27条第2項中「当該予算を主管する局長(以下「主管局長」という。)」及び「主管局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」とし、同条第5項中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第32条第5項中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第33条の3第1項第2号中「局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次長」と、第77条中「所属の局長」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長」と、出納局にあつては「出納局次

長」と、第198条第1項第1号中「、局長」とあるのは危機管理部にあつては「、危機管理部次長」と、出納局にあつては「、出納局次長」と、別表第1の2中「局長専決」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長専決」と、出納局にあつては「出納局次長専決」と、別表第2の2中「局長又は」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長又は」と、出納局にあつては「出納局次長又は」とする。

(地域福祉課におけるこの規則の適用)

第2条の6 (略)

(建設技術企画課におけるこの規則の適用)

第2条の7 (略)

(かし担保)

第64条 工事若しくは製造又は物件の買入れの場合において、契約者から引渡しを受けた目的物に隠れたかしがあるときは、引渡後1年間担保の責任を負わせる。ただし、契約をもつてその期間を伸縮することができる。

長」と、第198条第1項第1号中「、局長」とあるのは危機管理部にあつては「、危機管理部次長」と、出納局にあつては「、出納局次長」と、別表第1の2中「局長専決」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長専決」と、出納局にあつては「出納局次長専決」と、別表第2の2中「局長又は」とあるのは危機管理部にあつては「危機管理部次長又は」と、出納局にあつては「出納局次長又は」とする。

(地域福祉課におけるこの規則の適用)

第2条の6 (略)

(健康増進課におけるこの規則の適用)

第2条の7 健康福祉部健康局健康増進課における地域包括ケアの推進に関する事務に係るこの規則の規定の適用については、第32条第6項中「本庁の課長等」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、第33条の3第1項第3号中「本庁の課長」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、第79条第2項、第183条及び第198条第1項第1号中「本庁の課長等」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、別表第1の2中「本庁の課長」とあるのは「地域包括ケア推進室長」と、別表第2の2中「本庁の課長等」とあるのは「地域包括ケア推進室長」とする。

(建設技術企画課におけるこの規則の適用)

第2条の8 (略)

(契約不適合責任)

第64条 工事若しくは製造又は物件の買入れの場合において、契約者から引渡しを受けた目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、担保の責任を負わせる。

2 前項の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、契約

(出納員等に対する委任)

第72条 会計管理者は、出納員又は税務出納員に次に掲げる区分に従い、その事務を委任する。

(1) (略)

(2) 出納室長の職にある出納員

ア・イ (略)

ウ 別表第6により担当するかい(教育事務所を除く。)に属する報酬(委員報酬及び非常勤職員報酬のうち健康保険若しくは厚生年金保険又は雇用保険の被保険者でない者(非常勤の舎監を除く。)に対するもの(以下「委員報酬等」という。))を除く。)、共済費(地方公務員共済組合に対する負担金を除く。)及び賃金の支払

エ (略)

(3)～(5) (略)

2 (略)

(出納員の事務の専決等)

第72条の2 出納室長の職にある出納員に委任した事務については、当該出納室の出納主幹の職にある出納員が次の各号に定める事項を専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 報酬(委員報酬等を除く。)及び共済費

担当者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を契約者に通知しなければならない。ただし、契約をもつてその期間を伸縮することができる。

(出納員等に対する委任)

第72条 会計管理者は、出納員又は税務出納員に次に掲げる区分に従い、その事務を委任する。

(1) (略)

(2) 出納室長の職にある出納員

ア・イ (略)

ウ 別表第6により担当するかい(教育事務所を除く。)に属する報酬(委員報酬及び非常勤職員報酬のうち特別職に属する非常勤職員に対するもの(以下「委員報酬等」という。))を除く。)、職員手当等(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。))に対するものに限る。)、共済費(地方公務員共済組合に対する負担金を除く。)、賃金及び旅費(パートタイム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合の費用弁償に限る。)の支払

エ (略)

(3)～(5) (略)

2 (略)

(出納員の事務の専決等)

第72条の2 出納室長の職にある出納員に委任した事務については、当該出納室の出納主幹の職にある出納員が次の各号に定める事項を専決処理することができる。ただし、異例のものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 報酬(委員報酬等を除く。)、職員手当等

(地方公務員共済組合に対する負担金を除く。)の支払

2・3 (略)

4 別表第7に掲げるかに属する報酬(委員報酬等に限る。)、報償費(買上金を除く。)及び旅費の支払については、異例なものを除き、当該支払を第69条に規定する会計管理者の行う職務とみなして、同条第3号、第6号及び第8号の規定を適用することができる。この場合において、第69条第3号中「出納局集中化推進課長(以下「集中化推進課長」という。)」とあるのは「出納審査課長」と、同条第6号中「出納局集中化推進課長代理(以下「集中化推進課長代理」という。)」とあるのは「出納審査課長代理」と、同条第8号中「出納局集中化推進課審査第1班長、審査第2班長、審査第3班長又は審査第4班長(以下「集中化推進課班長」という。)」とあるのは「出納局出納審査課県費第1班長又は県費第2班長」とする。

(収入調定及び支出命令の専決)

第79条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定にかかわらず、教育組織規則第4条第2項に規定する本庁に配当又は再配当された予算のうち、旅費その他別に定める経費に係る支出の命令については、教育委員会教育総務課長(職員の内国旅行(別に定める旅行を除く。))の出張に係る旅費に係る支出の命令にあつては、教育委員会教育総務課長

(パートタイム会計年度任用職員に対するものに限る。)、共済費(地方公務員共済組合に対する負担金を除く。)及び旅費(パートタイム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合の費用弁償に限る。)の支払

2・3 (略)

4 別表第7に掲げるかに属する報酬(委員報酬等に限る。)、報償費(買上金を除く。)及び旅費(パートタイム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合の費用弁償を除く。)の支払については、異例なものを除き、当該支払を第69条に規定する会計管理者の行う職務とみなして、同条第3号、第6号及び第8号の規定を適用することができる。この場合において、第69条第3号中「出納局集中化推進課長(以下「集中化推進課長」という。)」とあるのは「出納審査課長」と、同条第6号中「出納局集中化推進課長代理(以下「集中化推進課長代理」という。)」とあるのは「出納審査課長代理」と、同条第8号中「出納局集中化推進課審査第1班長、審査第2班長、審査第3班長又は審査第4班長(以下「集中化推進課班長」という。)」とあるのは「出納局出納審査課県費第1班長又は県費第2班長」とする。

(収入調定及び支出命令の専決)

第79条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定にかかわらず、教育組織規則第4条第2項に規定する本庁に配当又は再配当された予算のうち、旅費その他別に定める経費に係る支出の命令については、教育組織規則第7条第2項に規定する教育厚生課の長(以下「教育厚生課長」という。)(職員の内国旅行(別に定める旅行を除く。))の出張に係

中化推進班長。第80条の2第5項において同じ。)が専決処理することができる。

(かいの次長等の専決)

第80条の2 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、別表第7のかいに属する報酬(委員報酬等に限る。)、報償費(買上金を除く。)及び旅費に係る支出の命令については、教育委員会教育総務課長が専決処理することができる。

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
中部出納室	消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談センター、 <u>発達障害者支援センター</u> 、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、清水技術専門校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、 <u>水産技術研究所</u> 、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所、中央図書館、焼津青少年の家、清水南高等学校中等部、清水東高等学校、清水西高等学校、清水南高等学校、科学技術高等学校、静

る旅費に係る支出の命令にあつては、同項に規定する教育厚生課集中総務班の長。第80条の2第5項において同じ。)が専決処理することができる。

(かいの次長等の専決)

第80条の2 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、別表第7のかいに属する報酬(委員報酬等に限る。)、報償費(買上金を除く。)及び旅費(パートタイム会計年度任用職員が勤務のため当該職員の住居と勤務公署との間を往復した場合の費用弁償を除く。)に係る支出の命令については、教育厚生課長が専決処理することができる。

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
中部出納室	消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、清水技術専門校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、 <u>水産・海洋技術研究所</u> 、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所、中央図書館、焼津青少年の家、清水南高等学校中等部、清水東高等学校、清水西高等学校、清水南高等学校、科学技術高等学校、静岡高等学校、静岡城北高

	<p>岡高等学校、静岡城北高等学校、静岡東高等学校、静岡西高等学校、駿河総合高等学校、静岡農業高等学校、静岡商業高等学校、焼津中央高等学校、焼津水産高等学校、清流館高等学校、藤枝東高等学校、藤枝西高等学校、藤枝北高等学校、島田高等学校、島田工業高等学校、島田商業高等学校、金谷高等学校、川根高等学校、榛原高等学校、相良高等学校、静岡中央高等学校、清水特別支援学校、静岡視覚特別支援学校、静岡聴覚特別支援学校、静岡南部特別支援学校、静岡北特別支援学校、中央特別支援学校、藤枝特別支援学校、吉田特別支援学校、清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、牧之原警察署</p>		<p>等学校、静岡東高等学校、静岡西高等学校、駿河総合高等学校、静岡農業高等学校、静岡商業高等学校、焼津中央高等学校、焼津水産高等学校、清流館高等学校、藤枝東高等学校、藤枝西高等学校、藤枝北高等学校、島田高等学校、島田工業高等学校、島田商業高等学校、金谷高等学校、川根高等学校、榛原高等学校、相良高等学校、静岡中央高等学校、清水特別支援学校、静岡視覚特別支援学校、静岡聴覚特別支援学校、静岡南部特別支援学校、静岡北特別支援学校、中央特別支援学校、藤枝特別支援学校、吉田特別支援学校、清水警察署、静岡中央警察署、静岡南警察署、藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、牧之原警察署</p>
<p>西部出納室</p>	<p>磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林大学校、袋井土木事務所、浜松土木事務所、静岡教育事務所、総合教育センター、観音山少年自然の家、浜松西高等学校中等部、掛川東高等学校、掛川西高等学校、掛川工業高等学校、横須賀高等学校、池新田高等学校、小笠高等学校、遠江総合高等学校、袋井高等学校、袋井商業高等学校、磐田南高等学校、磐田北高等学校、磐田農業高等学校、磐田西高等学校、天竜高等学校、浜</p>	<p>西部出納室</p>	<p>磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林大学校、<u>農林環境専門職大学</u>、<u>農林環境専門職大学短期大学部</u>、袋井土木事務所、浜松土木事務所、静岡教育事務所、総合教育センター、観音山少年自然の家、浜松西高等学校中等部、掛川東高等学校、掛川西高等学校、掛川工業高等学校、横須賀高等学校、池新田高等学校、小笠高等学校、遠江総合高等学校、袋井高等学校、袋井商業高等学校、磐田南高等学校、磐田北高等学校、磐田</p>

松北高等学校、浜松西高等学校、浜松南高等学校、浜松湖東高等学校、浜松湖南高等学校、浜松江之島高等学校、浜松東高等学校、浜松大平台高等学校、浜松工業高等学校、浜松城北工業高等学校、浜松商業高等学校、浜名高等学校、浜北西高等学校、浜松湖北高等学校、新居高等学校、湖西高等学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校、掛川特別支援学校、袋井特別支援学校、浜北特別支援学校、天竜特別支援学校、浜松特別支援学校、西部特別支援学校、浜名特別支援学校、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜松西警察署、細江警察署、湖西警察署

農業高等学校、磐田西高等学校、天竜高等学校、浜松北高等学校、浜松西高等学校、浜松南高等学校、浜松湖東高等学校、浜松湖南高等学校、浜松江之島高等学校、浜松東高等学校、浜松大平台高等学校、浜松工業高等学校、浜松城北工業高等学校、浜松商業高等学校、浜名高等学校、浜北西高等学校、浜松湖北高等学校、新居高等学校、湖西高等学校、浜松視覚特別支援学校、浜松聴覚特別支援学校、掛川特別支援学校、袋井特別支援学校、浜北特別支援学校、天竜特別支援学校、浜松特別支援学校、西部特別支援学校、浜名特別支援学校、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署、磐田警察署、天竜警察署、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜松西警察署、細江警察署、湖西警察署

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
中部出納室	消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談センター、 <u>発達障害者支援センター</u> 、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、清水技術専門校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、 <u>水産技術研究所</u> 、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所

別表第6 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
中部出納室	消防学校、環境放射線監視センター、静岡財務事務所、藤枝財務事務所、中部地域局、中部県民生活センター、環境衛生科学研究所、美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、埋蔵文化財センター、中部健康福祉センター、女性相談センター、精神保健福祉センター、中部農林事務所、志太榛原農林事務所、清水技術専門校、工業技術研究所、計量検定所、農林技術研究所茶業研究センター、農林技術研究所果樹研究センター、ふじのくに茶の都ミュージアム、 <u>水産・海洋技術研究所</u> 、漁業高等学園、静岡土木事務所、島田土木事務所、清水港管理局、焼津漁港管理事務所、御前崎港管理事務所

	所、御前崎港管理事務所		所
西部出納室	磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林大学校、袋井土木事務所、浜松土木事務所	西部出納室	磐田財務事務所、浜松財務事務所、西部地域局、西部県民生活センター、西部健康福祉センター、三方原学園、磐田学園、食肉衛生検査所、動物管理指導センター、中遠農林事務所、西部農林事務所、浜松技術専門校、工業技術研究所浜松工業技術支援センター、農林技術研究所、農林技術研究所森林・林業研究センター、畜産技術研究所中小家畜研究センター、農林大学校、 <u>農林環境専門職大学</u> 、 <u>農林環境専門職大学短期大学部</u> 、袋井土木事務所、浜松土木事務所

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の4の改正は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約については、改正後の第64条の規定にかかわらず、なお従前の例による。